

第1章 日本弁護士連合会の対応

日本弁護士連合会東日本大震災・原子力発電所事故等対応本部副部長 永井 幸寿

I 阪神・淡路大震災における支援活動

- ① 法律相談の実施
- ② 法律扶助協会との連携
- ③ 立法提言
- ④ まちづくり支援

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）では、平成7年に起きた阪神・淡路大震災に際して、弁護士は、震災後の1年間で約10万件の法律相談を実施し、法律相談で解決できない問題については、法律扶助協会（資力のない人に弁護士報酬を立替払い等の支援を行う財団）等と連携しながら、法的手続の支援を行った。また、私人間の対立、紛争解決だけでは対応できない点については、立法提言を行う等、復興支援を行った。

II 東日本大震災における災害復興支援

平成23年3月11日

「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置

平成23年4月14日

「東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部」に改名

【主な活動実績】

- ① 無料法律相談の実施
- ② 震災ADRの実施
- ③ 原子力発電所事故等への対応
- ④ 立法提言
- ⑤ 広域避難者支援
- ⑥ まちづくり

【活動を支える支援体制】

日本弁護士連合会等による支援体制

1 無料法律相談の実施

(1) 概要

- ▶ 日本司法支援センター、ボランティア、各弁護士会と連携し、避難所等巡回・電話での無料法律相談を展開
- ▶ 各関係者の協力で日本弁護士連合会で法律相談情報を一元的に集約、解析しフィードバック

▶ 実績（10月31日時点） 約3万3000件
データベース（10月31日時点） 約2万8000件

【支援活動】

- ① 被災地弁護士会による相談活動
 - ▶ 岩手県弁護士会、仙台弁護士会、福島県弁護士会が中心
 - ▶ 震災直後から面談相談および電話相談による無料法律相談を展開
 - ▶ 日本司法支援センター、日本弁護士連合会、各弁護士会と連携
- ② 日弁連・各弁護士会等による相談活動の支援
 - ▶ 岩手県
 - ・恒常的な支援弁護士の派遣による避難所等での相談
 - ・相談の相談事例が急増している現状を客観的に証明
 - ・沿岸部における常設の法律相談センター設置へ
 - ▶ 宮城県
 - ・96カ所の避難所をゴールデンウィークに一斉巡回相談
 - ・延べ300名の弁護士で1000件を超える法律相談を実施
 - ・避難者の深刻な住宅ローンの負担の問題を浮き彫りにし、「私的整理に関するガイドライン」の制定に大きく貢献（弁護士会の公益性と立法事実の集約）
 - ・各機関との調整について課題
 - ▶ 福島県
 - ・恒常的な支援弁護士の派遣による相談の実施
 - ・原子力発電所事故等に関する相談事例を集約、各種提言の基礎資料へ

岩手、宮城、福島の被災地の各弁護士会を中心として、電話あるいは避難所での法律相談を実施した。この法律相談にあたっては、日弁連や他の弁護士会も、弁護士の派遣し、支援を行った。

特に、宮城県ではゴールデンウィークの3日間で、18の弁護士会が延べ300人の弁護士を派遣して法律相談にあたった。この法律相談の実施・運営にあたっては、仙台弁護士会には、支援弁護士の割り振りや、日本司法支援センター（通称：法テラス）との財政予算との関係の調整など、負担をかけることとなった。一方で、弁護士会が、災害時において、さまざまな支援活動が実施できることをマスコミ等を通じて伝えることができたこと、あるいは、法律相談の現場において立法事実の集約ができ、特に二重ローンの問題については、立法提言につながった。

(2) 法律相談の機能

【法律相談の機能——半年で3万件以上の無料相談】

(阪神淡路大震災の時は)

- ① 紛争予防機能
- ② 精神的支援機能
- ③ パニック防止機能

(加えて、東日本大震災では)

- ④ 情報提供機能
- ⑤ 立法事実収集機能

法律相談には、①紛争予防機能、②精神的支援機能、③パニック防止機能、④情報提供機能、⑤立法事実収集機能が認められる。

まず、災害時において、法律相談を行うことは、その後の紛争予防機能があると考えられる。阪神・淡路大震災後においても、上記のとおり法律相談を実施したが、震災前の平成6年と比較し、平成7年、8年、9年の各地方裁判所における民事訴訟の申立件数は減少している。これは、上記10万件に及ぶ法律相談によって、被災者同士に法的な指針が確立できたことによる話し合いによる紛争解決が実現できたからだと考えられる。

次に、法律相談は、悩みを訴える場でもあり、一種のカウンセリングの機能があり、話を聞いた弁護士自身が被災者である場合には、同じ目線で話を聞くことができることによって、精神的な支援を行うことが可能となる。

また、関東大震災では、暴動を起こすというデマによって、在日朝鮮人が一般の市民によって多数被害されたが、法律相談の実施によって、法律に従って解決する意識が被災地に普及し、法の支配が回復できるというパニック防止機能もあると考えられる。

さらに、被災自治体が機能不全に陥っているところで、法律相談を通して、被災者に対する公的なサービスを案内したり、被災者生活再建支援法といった法律の内容を紹介したりする情報を提供する役割を担った。

その他、法律相談によって、被災者のニーズを把握し、分析することで、立法措置を講ずる必要がある事実をとらえ、立法提言を行った。特に、東日本大震災発生時の官房長官は、弁護士であったことから、法律相談の実状を掴み、速やかに立法措置の手続に入り、法律の制定を実現した。

(3) 法律相談実施の工夫

法律相談にあたっては、事前に災害に関する法律問題のQ&Aの作成や会員に対する研修等を行うとともに、さまざまな相談の誘引のためのグッズを開発した。避難所に法律相談のブースを設けても、東北の方は、気質もあってなかなか相談に訪れない傾向にある。阪神淡路大震災のときは、関西の方は、自己主張の強い気質の方が多いため、積極的に相談に来て、質問をされたのは全く傾向が異なることが判明した。

しかし、法律相談を案内するピラを作成し、配っても捨てられてしまったことから、改善策として、ティッシュペーパーやボールペンなどに弁護士の名前を入れて配布し、法律相談を案内したところ、渡すときに会話が生まれ、少しずつ相談につながっていくことができるようになった。

また、紙芝居を作成し、被災者生活再建支援法のしくみをわかりやすく紹介することによって、質問を促し、法律相談の充実に努めた。

(4) 法律相談文書の課題——日弁連と各弁護士会との調整

- 日弁連の活動には被災地弁護士会の支援要請が必要
- 支援したい被災地外の弁護士会と被災地弁護士会との意識の差

東日本大震災における法律相談を実施して、明確となった課題として、まず、現地の弁護士会あるいは他士業との調整という点があげられる。

被災地に対して被災地外の弁護士会が支援するにあたっては、全国弁護士会災害復興支援規程という相互支援規程に基づく必要があるが、被災地弁護士会の支援要請が必要と定められている。これは、被災地の住民の権利の擁護者は、被災地の弁護士であるという誇りの面や、職種の面に配慮したものと見える。さらに支援に赴くこととなると、その手続、調整が煩瑣になるという面もあげられる。しかし、全国の弁護士としては支援に行きたいという強い希望もあって、この点の調整が複雑であり困難な点であるといえる。

2 震災ADRの実施

(1) ADRとは——広域かつ多数の被災者のための簡易・迅速・安価な手続が必要
ADRとは、裁判外紛争処理手続のことであり、簡易、迅速、公正、安価に紛争を解決するという手続である。震災に係るADRについては、日弁連のみならず関係官庁、国会議員の尽力で実現することとなった。

(2) 土着ローンADR

【阪神・淡路大震災との違い】

- ローン問題に関する法律相談の件数
 - ・ 東日本大震災：全体の26%を占める
 - ・ 阪神・淡路大震災：全体の3%
- 不動産留置の減少
- 裁判先の実決
- 広域かつ多数の被災者（10万人の避難者）全員が破産申立等を行うことは非現実的・裁判所の処理能力の限界
- 早期の賠償で生活再建を実現し、経済産業の空洞化を防止することで最終的に

低コストでの経済復興・再建を果たす必要性

【当初の方針】

- 法律による債権買取機構の設置要望 「平成の徳政令」

【経過】

- 個人債務

→ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」

国、最高裁、全銀協、日弁連等と協議

- 法人等の債務

→ 買取り法案の制定へ

まず、二重ローン ADR である。二重ローンとは、ローンを組んで建物などを購入したが、津波等により建物が流れてしまったにもかかわらず、なおローンが残っている、という不合理な債務をいう。二重ローンは、決して二重にローンを組む場合のみをいうのではなく、不合理な債務を指している。二重ローンの問題は、阪神・淡路大震災のときにも問題となったが、東日本大震災のほうがさらに深刻な問題といえる。二重ローンに関する法律相談は、阪神・淡路大震災では、法律相談全体の 2% であったものの、東日本大震災では、20% を占めている。

また、不動産に関しては、東日本大震災では地盤が沈下して担保価値が減少してしまう事態が生じている。また、就労先が失われてしまう、月々の返済が困難な事態が生じるといった阪神・淡路大震災との違いがみられる。さらに多数の被災者にもかかわらず、弁護士は、岩手県の弁護士は 80 人、宮城県は 350 人、福島県は 150 人と少人数であり、この少人数で、何万件、何十万件と発生するであろう破産などの手続を行うことは不可能である。被災地の裁判所も小規模なところが多く、処理能力を超えてしまうことが考えられる。その結果、何年間も手続が滞ってしまい、その間返済を継続しなければならなくなるという状態になってしまう。事態は深刻であることから、被災地を訪問した宇都宮健児会長が「平成の徳政令」と題し、日弁連として当初、法律による債権買取機構を設置して、買い取ったのちにその債権を免除するというのを検討した。

その後、国や全国銀行協会など関係機関とのさまざまな協議の結果、個人の債務に関しては、私的整理ガイドラインを策定することとした。その結果、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が設置され、専門家が派遣され、弁護士は、現在約 500 人が登録されている。この登録された弁護士は、被災者の弁済計画作成の支援や、金融機関との交渉についてもサポートし、紛争の解決にあっている。一方で、企業の債務に関しては、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が平成 23 年 11 月に制定されたところである。

(3) 原子力損害賠償 ADR

- 原子力損害賠償紛争審査会の設置

・賠償基準等について国との協議

- 原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の改正

- 原子力損害賠償紛争解決センターの設立

裁判官、弁護士が中心とした第三者機関の設置

(原子力損害賠償紛争和解センター)

原子力発電所の事故に伴う賠償については、原子力損害賠償紛争審査会において、原子力損害賠償紛争解決センターが設置された。ここでは、パネルという仲介委員によって東京電力と被災者との協議が行われ、和解案が提示されることにより、紛争が解決することになる。この仲介委員には、弁護士、現職の裁判官が参加することになっている。

(4) 弁護士会の震災 ADR

【阪神・淡路大震災では】

- 「仲裁センター」の設置

【東日本大震災では】

- 仙台弁護士会による「震災ADR」の設置

- 無料で実施、電話申立ても可能

- 300 件の申立て、100 件が解決 (10 月現在)

無料法律相談実績から、貸借借や相隣関係などの ADR になじむ相談事例を把握したうえで設置

阪神・淡路大震災においても、仲裁センターが設置された例があるが、東日本大震災に限しても、仙台弁護士会により、紛争解決支援センターが設けられ、民間の ADR である震災 ADR が実施されている。これは、申立てがあった場合に、弁護士が仲裁人となり、簡易・迅速・適正・低廉に紛争の解決を図るというものである。

申立てにあたっては、電話によることも可能であり、また、申立てを受け付けた弁護士により申立書が作成され、その費用も無料であることから、すでに 300 件以上の申立てがなされ、平成 23 年 10 末日の段階では、申立ての約 3 分の 1 にあたる 100 件の紛争が解決されている。これは、紛争解決にあたっての効果的な手続といえるが、災害のときは、被災者同士は、同じ恐怖をくぐり抜けてきたという一種の連帯意識があるようであり、また、命が助かっただけでいいという、一種の価値観の転換もあることから、速やかな解決が望まれているといえる。今後は、復興が進むに従って、震災前の価値観に戻ってくることも考えられることから、早い時期での紛争解決を図ることが重要であると考えられる。

3 原子力発電所事故等への対応

(1) 日弁連による原子力発電所事故等についての提言

【調査】

> 各地の相談事例分析、日弁連原子力プロジェクトチームによる現地・関係機関視察【提言】

> 原子力発電所事故等に関連して36本の意見書、声明、各種提言を発信（11月2日現在）

（例）

・「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」に関する会長声明（4月22日）

・「福島第一原子力発電所事故の損害賠償の枠組みについての意見書」（6月22日）

次に、原子力発電所事故への対応として、放射能汚染に関して調査し、提言を行った。

(2) 原子力損害賠償紛争への対応

> 東京電力の請求書について

● 請求書の問題点

精算条項の問題、不動産損害の欠落、加害者側による記載方法の指導

● 日弁連の対応

説明会の開催、慎重を訴える意見広告、各種政府要望

● 政府・国会

東京電力に指導

> 損害賠償請求の支援について

各地における弁護士団の結成、説明会、証拠保全のための「被災者ノート」「やさしい原発事故損害賠償申出書」、原子力損害賠償支援機構による情報提供業務への協力

原子力発電所の事故にかかわる最も重大な問題として損害の賠償があげられる。

東京電力は、福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償の請求書を作成し、被災者に送付したうえで、請求を申請することとしている。この請求書は60頁に及び、またその解説が120頁もあることから読みこなすことが困難であるうえに、精算条項まで設けられており、請求書に則って請求を行った後には、その後、新たな損害が発生しても、再度の請求を認めないとしている。また、不動産に関する賠償については項目が欠落していたり、通常不法行為による損害賠償の請求期間は3年であるはずが、東京電力作成の請求書では、2カ月以内に申請をしなければ失効してしまうような内容となっているなど、さまざまな問題点が認められる。

さらには、東京電力が各地で開催している説明会では、被災者が複数人の説明員によって請求書への記載を誘導されてしまい、不正確な賠償の請求書が、発送されている危険がある。

この東京電力が作成した請求書については、政府も、問題視しており、東京電力側も精

算条項の削除や手続・解説の簡易化といった問題点の改善を図ったようではあるものの、実際には、上記精算条項はすべてが削除されたわけではないようである。

この問題に対して日弁連としては、地元の新聞に注意を喚起するための意見広告や、会長声明を出す形で被災者支援を実施したが、他方で、日弁連が一方の当事者として何らかの手続を行うといったことは不可能ではあることから、各地の弁護士の有志により弁護士団が結成され、法的な損害とはいかなるものかといったことを解説する説明会が開催されている。あるいは、弁護士会が被災者ノートというものを作成し、原子力事故に伴って、いつ、どのような支出をし、どのような問題が生じたかという事実を時系列に従って記載できる書式を設け、記載することを促したり、「やさしい原発事故損害賠償申出書」という、チェック方式の簡単でわかりやすい請求書の書式を作成した。

また、原子力損害賠償支援機構より日弁連に、被災地への訪問相談チームを組織することの要請があり、弁護士1名と行政書士3名を1チームとして、各地で損害賠償についての説明会を行った。訪問相談チームによる説明会では、当然、東京電力の請求書についても説明を行い、その問題点について解説している。この説明会では、震災前の東京電力と被災地とのかわりによって、被災者の反応にはさまざまなものがあり、弁護士等に不信感をもち東京電力を擁護したり、他方で、東京電力への不信により弁護士への損害賠償の依頼をする場面もみられた。

4 立法提言

○阪神・淡路大震災

> 提言から成立した法律は0本

○東日本大震災

> 主要な8本の法律制定・運用（不運用）を実現（10月現在）

①相続放棄の熟慮期間の伸長

②災害弔慰金の支給対象の拡大

③災害援護資金の保証・利率の改善

④支援金・助成金等の差押え禁止

⑤復興基本法の制定

⑥二重ローンADR制度（私的整理ガイドライン）

⑦原子力損害賠償ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）

⑧被災者向け地価等臨時処理法の不運用

○立法等提言が実現した理由

【従来型の提言では】

> 立法提言で想定していた、立法に対する偏見、弁護士に対する偏見、政治的中立性への理解不足など

【東日本大震災復興支援では】

- ▶ 会長を中心とする復興支援の理念
- ▶ 日本弁護士政治連盟との連携
- ▶ 法曹人材の復興や損害賠償支援部署への推薦
- ▶ 兵庫県弁護士会・復興研究機関の知見
- ▶ 帰宅困難者・放射能問題など首都圏の疑似体験・被災で関心が維持
- ▶ 震災以降の重大事件の不発生

【現実的方法論】

提言、省庁・議員レクチャー、院内集會、署名活動、マスコミの世論形成

日弁連の立法提言の結果、東日本大震災に関しては、8本の法律の制定、あるいは制定の阻止を実現した。

阪神・淡路大震災のときも、日弁連は震災関連の立法に向けて活動をしたが、成果は得られなかった（被災者生活再建支援法は、弁護士の有志が作家の小田実氏とともに、立法を働きかけたものである）。

東日本大震災における立法措置として、まず、相続放棄の熟慮期間の延長があげられる。相続放棄の熟慮期間の伸張とは、相続放棄を検討する期間は、法律上被相続人の死亡を知った時から3カ月とされているが、震災の被害を鑑みるとあまりに短期間であることから、これを8カ月とし、延長したものである。

また、災害弔慰金とは、亡くなった方の遺族に弔慰金を支払う制度であるが、直系の親族と配偶者に支給権があるとされていたところ、さらに兄弟姉妹まで拡大した。

災害援護資金は、被災者にお金を貸し付ける制度である。この貸付にあたっては、利率は一律3%であり、保証人を付すことが必須とされていたが、変更を促し、保証人は必須のものとはせず、保証人を付ける場合の利率は1.5%、保証人を付けない場合は3%となった。

また、義捐金、被災者生活再建支援法の支援金、災害弔慰金については、差押えを禁止する法律を設けた。

復興基本法については、直接法律の策定にかかわったわけではないものの、個々の被災者の人間の復興をめざすという理念については、日弁連の要望により盛り込まれることになった。

その他、二重ローンのADRや原子力発電所事故に伴うADRについては、上記を参照されたい。

一方で、被災土地借地借家臨時処理法（以下、「罹災法」という）の適用については、これを見送るよう提言を行った。罹災法は、そもそも太平洋戦争の敗戦直後、土地の不動産価格よりも土地に建てられたバラックの価格が高いときに、そのバラックの居住者の権利を確保するために設けられた法律であり、現在の社会には全く適合しないものであったが、阪神・淡路大震災のときには、この法律が適用され、神戸では混乱が生じた。したが

って、従来日弁連では改正を求めていたが、東日本大震災においては、仙台弁護士会や東北弁護士会連合会から反対の意見が出され、法務省とともに現地調査をした結果、この罹災法の適用は見送られることとなった。

これまで日弁連では、さまざまな場面で立法提言を行ってきたものの、なかなか法律の制定を実現することができなかった。それは、提言書の作成が成果となってしまったり、強制加入団体としての性格や、政治への不信、偏見があったことにより、積極的に立法にかかわってこなかった点があげられる。また、政治家からも日弁連への不信があったようである。しかし、東日本大震災に際しては、李都官会長の下、提言にとどまらず法律の実現を方針とし、積極的に活動を行った結果、上記立法が実現した。

現在では、弁護士政治連盟を通じて、弁護士と国会議員との交流が図られていたり、任期付き公務員として、弁護士が官庁で働くことによって、さまざまな提言や官庁のレクチャーなどの実践を行っている。

5 広域避難者支援

(1) 東日本大震災特有の課題

- 【阪神・淡路大震災】
- ▶ 広域避難者支援の問題は不発生
- 【東日本大震災の課題】
- ▶ 広域避難者支援が課題に
 - ▶ 避難地選定
 - ▶ 自治体情報・サービスの途絶
 - ▶ コミュニティ喪失
 - ▶ 就労先喪失
 - ▶ 孤立化・いじめ・登校拒否・家庭崩壊
 - ▶ 自殺死

広域避難者には、自治体からの情報が途切れ、サービスが途絶する、コミュニティから離脱してしまう、孤立化やいじめに伴う子どもの登校拒否があげられる。また、母子による避難の場合には父親との関係が断絶してしまったり、それに伴う父親の孤死といった事態が生じることがある。

阪神・淡路大震災の際にも、他の地域への避難者は多くあったが、弁護士会としては、避難状況等を把握できず支援を行うことができなかった。東日本大震災においては、上記事態を回避するためにも支援が必要であると考えている。

(2) 弁護士・日弁連の活動、提言

- 【日弁連・弁護士会の活動】
- ▶ 避難者の把握
 - ▶ 自治体での調査

- > 法律相談事例の集約
- > 各種情報提供機能
- > 自治体との連携
- > 専門職種・NPOとの連携
- > コミュニティ創造支援
- > 広域支援体制のネットワーク化

全国の各弁護士会は、自治体等への問合せによる避難者の把握に努めているが、第一次避難所や公的施設の場所は開示されるものの、第二次避難所、私的な施設、ホテルといった場所については開示されないため改善を求めたいと考えている。

また、各地で法律相談を行ったり、被災者が避難所から仮設住宅に移った場合においても、個別訪問による法律相談を実施し、避難者に向けて自治体の情報を提供しよう努めている。あるいは、福祉などの専門家やNPOとの連携、コミュニティ創設の支援、県人会創設の支援、イベントの実施、支援体制のネットワーク化を行っている。

6 復興まちづくり支援

(1) 東日本大震災における課題

日本弁護士連合会をはじめとする弁護士チームにより地方公共団体と協働した「まちづくり支援」を実施

【阪神・淡路大震災】

阪神・淡路まちづくり支援機構（弁護士等専門士業で構成）による10のまちづくり支援

【東日本大震災の課題】

①住民の自己決定の手段保障がない、②県と市町村の役割分担、③市町村の復興計画策定能力、④特区制度による自由競争の問題、⑤日本経済復興目的と住民の権利

阪神・淡路大震災では、弁護士は専門家と連携して、10のまちづくりに関与した。

東日本大震災におけるまちづくり支援における課題として、まず、住民に自己決定の手段保障がない点あげられる。もともと自治体には手段保障があるが、そこで合意を形成し行政の意見への対案をつくるという習慣がないことから、専門家のサポートが必要であると考えられる。

また、県と市町村の役割分担が明確ではないという課題もあり、市町村に大きな負担がかかっており、特に市町村のまちづくり計画などの策定にあたっては、専門家が補充する必要がある。

特区制度については、柔軟な手段という面でメリットが認められるが、自由競争をいきなり持ち込むことによって、被災地住民の権利が害されないか、危険があり、慎重な対応が求められる。

(2) 弁護士の役割

【まちづくり支援と弁護士の役割】

①法律制度の説明、②国・地方公共団体の情報取得、③住民との権利調整について地方公共団体へ助言、④市町村と住民の意見交換などにおける論点整理、⑤法的見解の保証、⑥住民意思を行政へ伝達

【復興提言】

①まちづくり協議会、②専門家派遣制度、③専門家会議、④住民意思の反映手続、⑤住民意思の反映手続、⑥復興事業の国家負担

> 「東日本大震災における復興に関する提言」（10月18日）

【被災地弁護士会との連携で支援を開始したところ】

弁護士によるまちづくり支援として、法律制度についての住民への説明、あるいは弁護士は、情報の提供を受けやすいことから国や自治体の情報を取得し住民に提供する。また、業界などの権利調整の助言をしたり、住民同士の意見交換の際には、意見の論点整理を行うほか、法律上問題がないかなど法的見解を保証したり、住民の意思を行政側に適切に伝えるといった役割を担うことができる。

現在、宮城、岩手の弁護士会では、上記のようなまちづくり支援を開始している。

III 日弁護の災害復興支援体制

【阪神・淡路大震災】

一時的な日弁護士災害対策本部は設立された

【東日本大震災】

より強力な組織体制・情報集約体制

> 全国弁護士会災害復興支援規定・規則の整備

> 日本弁護士連合会

災害対策本部、災害復興支援委員会、日弁護士災害復興基金、

震災相談 Q&A 作成、3万件以上の無料法律相談分析

> 各弁護士会

支援規定、災害担当組織設置、全国協議会

阪神・淡路大震災のときは、日弁護士には災害復興支援体制は設けられなかった。この反省に基づき、東日本大震災では支援体制を完備し、北は北海道から南は九州、沖縄まで、全国の弁護士会が上記を支援を実施している。